京都府における消費者教育の実践

京都府消費生活安全センター 消費者教育コーディネーター 木戸明美

京都府消費生活安全センターでご活躍中の木戸明美様に、京都府における消費者教育の実践状況についてお伺いしました。「消費者教育コーディネーターとして、新しいつながりを構築するための活動が重要」と仰る木戸様から、大学生のコンシューマーボランティア養成などの活動に関する課題や今後の展開等についてお話しいただいています。

京都府が消費者教育を推進する背景

▶府内の相談状況など、消費者を取り巻く状況についてお聞かせください。

令和3年度に市町村等を含めた京都府内の消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は20,562件 (前年度比92.5%、②22,221件)となっています。

迷惑メール、架空請求、覚えのない配達物、不審文書などに関する相談や、トイレや水廻りの修理、開錠サービス、害虫駆除、申請代行、占いサイトなどに関する相談が多くなっています。

▶消費者教育の現状や課題はどのようなところにありますか。

現状

- ・府内全域で消費者教育出前講座を実施しています。
- ・高等学校では、成年年齢引下げ対策として、府内全高等学校3年生対象に、若者に多い消費者トラブルやその対処法についての啓発冊子「18歳成年応援ブック」を作成・配付し、希望校には



授業で活用できるパワーポイントとワークシートをお渡ししました。また教員向けの講座を開催 するとともに、教員向けに教材等の情報提供を行っています。

- ・大学生には新入生オリエンテーション等を活用して啓発を実施しています。 今年4月には新入生オリエンテーションで活用していただくための10分動画を作成し、府内全 大学に配付しました。
- ・若年世代に消費者教育を推進するため、大学生のコンシューマーボランティア(令和3年度までは「京都府くらしのヤングリーダー」)を養成し、児童館や小学校、大学等に出向いて出前講座等の啓発活動を実施しています。

課題

- ・消費生活相談員の人員は限られており、府内全域の学校に出前講座で出向くのは不可能
- ・コンシューマーボランティアの担い手の拡充や活動の支援

京都府の推進体制

- ▶消費者教育コーディネーター・消費者教育推進員のそれぞれの役割はどのようなものがありますか。
- ・消費者教育推進員は主に、消費者教育・啓発で、出前講座等に出講したり資料を作成したりする 役割を担っています。
- ・消費者教育コーディネーターは、啓発活動や出講もしますが、市町村や府教育委員会、地域の福祉団体との連携事業の調整といった「コーディネート業務」を主に行っています。「消費者教育 推進員」や市町村の相談員、教育機関等からの消費者教育に関する相談に対応したりしています。

▶消費者教育の担い手についてお聞かせください。

・昨年度まで、声かけなどを通じて身近な方に注意喚起し見守っていただく消費者ボランティア 「京都府くらしの安心推進員」、くらしの安心推進員活動に加え、地域の啓発活動に積極的にご協 力いただく「京都府くらしのシニアリーダー」、大学生向けや子ども向けの出前講座を行う大学 生の消費者ボランティア「京都府くらしのヤングリーダー」を養成し、活動を支援してきました。 今年度から、見守りや啓発などの活動を活発化するため、若年・勤労・高齢の各世代のボラン ティアを、コンシューマーボランティアとして一本化して養成し、活動を支援しています。

コンシューマーボランティアについて

くらしの安心推進員 くらしのシニアリーダー

<活動>

- ・啓発資材等を活用した 声かけや見守り
- ・行政機関が主催する イベント等への協力

くらしのヤングリーダー(大学生)

大学生チーム

子どもチーム

<活動> 大学生向け啓発 勉強会、出前講座、SNS <活動> 子ども向け啓発 ^{勉強会、出前講座}

京都府事業への参加・協力

<活動>

啓発動画の作成、啓発イベントへの出演

コンシューマーボランティア

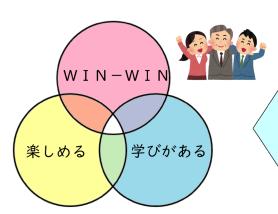
情報発信や見守り活動など、世代を超えた新たな啓発・見守りの 展開を目指す!

関係機関との連携について

▶どのような連携のあり方が望ましいとお考えですか。

お互いの事業にメリットがある連携が望ましいと考えます。

コーディネーターとしての人とのつながり、接し方、心構えなど 事業に関わる人・組織が



- 事前調査をしっかり行う
- 他団体との連携
- 管内市町村との連携
- 職場全体で取り組む

消費者教育の担い手の育成について

▶「コンシューマーボランティア」について教えてください。

コンシューマーボランティアとは、身近な方への消費者トラブルなどの情報提供や、地域の啓発活動への参加を通して、地域に密着した消費者啓発及び見守り活動を行う消費者ボランティアです。 従来の「京都府くらしのシニアリーダー」は、地域の高齢者等を消費者被害から守るため、地域 に密着した消費者啓発活動を行うことにより、消費者被害の未然防止及び拡大防止を図る役割を 担っていただいていました(令和4年9月現在38名)。

また、「京都府くらしのヤングリーダー」は、若者の消費者問題の関心を高め、自ら考え、選択、行動できる消費者力を身に付けることで、消費者として社会を担っていく大学生リーダーとして大学や小学校などで、安心・安全な消費生活をテーマにした様々な啓発活動を行う役割を担っていただいていました(令和4年9月現在35名)。

▶どのように育成されているのでしょうか。

コンシューマーボランティア登録時に養成研修を受講してもらいます。

その後は随時、ボランティア活動の場の提供やステップアップ研修等を行っています。



▶担い手育成におけるポイントや注意点を教えてください。

コンシューマーボランティアの方達のモチベーションの向上です。

登録したものの活動の場がない、活動内容の決定に主体的に関わることができない、といったことにならないよう、工夫が必要です。

消費者教育コーディネーターとして、養成にも、活動内容の調整にも積極的に関わっています。

消費者教育に携わるにあたっての注意点

▶心がけるべきことやポイントはどのようなことがありますでしょうか。

「主体的・対話的で深い学び」となるようなサポートを心がけています。

消費者教育実践の成果

▶担い手、あるいは消費者の反応についてお聞かせください。

担い手、特に大学生のコンシューマーボランティアは、熱心に京都府の取組に参画していただいています。

消費者教育出前講座の受講者からも好評をいただいています。

講座依頼主からは定期的に講座依頼が入りますので、必要な講座内容だと理解されているのだと 思います。

▶特に注意すべきポイントなどありましたら教えてください。

京都府の消費生活相談窓口として出向くので、講座内容としては京都府内の消費生活相談事例、特に依頼された地域の消費生活相談事例を個人情報が分からないよう注意してお伝えしています。

活動を通じて感じた課題と今後の展開について

一見無駄と思える地道な関係作りの活動が意外な事業に繋がる可能性があります。

消費者教育コーディネーターとして、新しい繋がりを構築するための活動が重要だと考えています。

今後の展開については、例えば中学校・高等学校については、府内全学校に消費生活相談員が出向いて出前講座を実施することは現実的ではないため、京都府としては、学校の先生方に消費者教育の授業をより効果的に実施していただくための教材提供や情報提供に力を入れていくこととしています。

消費者教育教材の作成

『主体的・対話的で深い学び』となる消費者教育を実施するために 教材作成に取り組む

- ①幼児期 パネルシアター、おこづかいスゴロク(縁日遊び)
- ②小学生期 ネットトラブルを学ぶスゴロクと動画、おこづかいスゴロク
- ③中学生期 啓発動画、8つの権利と5つの責任を学ぶ教材(未完成)
- ④高校生期 授業事例集、 I 8歳成年応援ブック
- ⑤成人期 替え歌、デジタル紙芝居(ロールプレイング)
- ⑥支援学校 生きるカチャレンジスゴロク

他、イベント等では、木の実の工作やエシカル切り絵などを含めて、 楽しく学ぶ事が出来る教材を活用しています。